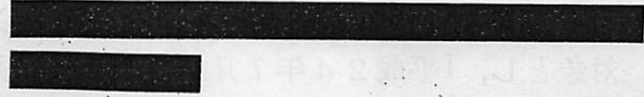




地福第831号

裁 決 書

審査請求人



処 分 庁 徳島市福祉事務所長

平成27年10月20日付けで提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁の審査請求人に対する費用返還決定処分を取り消す。

理 由

第1 事案の概要

審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成21年9月9日から、法による保護（以下「保護」という。）を受けていたところであるが、平成27年9月4日付けで処分庁の行った費用返還決定処分（以下「原処分」という。）を不服として本件審査請求を提起したものである。

その理由として請求人は、

- (1) 費用返還決定通知書（以下「通知書」という。）から返還金額に関する具体的な説明及び詳細が不明であり、担当者からは何の説明もない。
 - (2) 生活保護を廃止するという通知を受け取っていない。
 - (3) 後遺障害の賠償がなぜ返還対象となるのか教示されていない。
 - (4) 慰謝料は「痛み賃」であり返還額から控除すべきである。
- 以上のことから、原処分の取消しを求めるものである。

第2 判断

- (1) 処分庁においては、原処分を行うに当たり、処分庁主張のとおり、平成27年8月27日、請求人及び請求人の妻に対し、損害賠償金、控除額及び返還対象額について書面を用いて説明済みであることは、処分庁提出資料により明らかである。

一方、通知書に記述された処分理由は「交通事故による損害賠償金の受領」となっており、なぜ決定された金額を返還するのか記載されておらず、理由としては不十分と言わざるを得ない。

- (2) 保護廃止決定通知については、受け取っていないとする請求人の主張と、郵送

済みとする処分庁の主張が異なっているが、原処分が適正であるか否かの判断とは関係がない。

(3) 「昭和47年12月5日社保第196号厚生省社会局保護課長通知」によると、自動車事故に係る返還金は事故発生時点以降に支弁された保護費の範囲内で返還対象とし、「平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知」によると、法第63条に基づく費用返還については、原則全額を返還対象とし、当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、返還額から控除して差し支えないとされ、控除ができるものについては、「昭和36年4月1日厚生事務次官通知第8の3の(3)」に該当するものにあつては、「昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知第8の40」の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額、とされており、後遺障害の賠償が返還額から控除されるとは規定されていない。

(4) 慰謝料についても後遺障害と同様に、返還額から控除されるとは規定されていない。

第3 結論

以上のとおり、原処分の内容については、相当の理由が認められるものの、通知書には行政手続法に定める処分の理由が付記されているとは認められないことから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

なお、この裁決に不服がある場合は、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して30日以内に厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

また、この裁決については、この裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この裁決の前提となる処分をした徳島市を被告として（訴訟において徳島市を代表する者は徳島市長となる。）処分の取消しの訴えを、又は、徳島県を被告として（訴訟において徳島県を代表する者は徳島県知事となる。）裁決の取消しの訴えを提起することができる。

平成27年12月9日

徳島県知事 飯 泉 嘉

